

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（**廃止**・縮減）

（ 総務省 ）

制 度 名	地上放送施設デジタル化促進税制の廃止			
税目（条文番号）	所得税・法人税 （措特法第 11 条の 4、第 44 条の 4 及び第 68 条の 23）			
見 直 し の 内 容	<p>① 放送番組制作事業者で、地域の振興に資する放送番組を制作する事業を的確に行う能力がある者として総務大臣の認定を受けたものが取得するデジタル番組制作設備に対する特別償却制度（特別償却率：10%）を廃止する。</p> <p>② 地上テレビジョン放送事業者で、放送事業者高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法第 4 条第 1 項の規定に基づき総務大臣の認定を受けた高度テレビジョン放送施設設備事業の実施計画に従って取得等するデジタル番組制作設備、デジタル送出・伝送装置及びデジタル送受信装置に対する特別償却制度（特別償却率：10%）を廃止する。</p> <table border="1" data-bbox="1013 884 1489 981"> <tr> <td data-bbox="1013 884 1220 981">増収見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1224 884 1489 981">387.4 百万円</td> </tr> </table>		増収見込額 （平年度）	387.4 百万円
増収見込額 （平年度）	387.4 百万円			
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	<p>① 地上デジタルテレビ放送の普及を促進し、国民視聴者にデジタル化の有する様々なメリットを早期に還元するとともに、地上デジタルテレビ放送への完全移行に向けて、2011年7月までにアナログテレビ放送時の放送エリアカバーの100%を達成する必要がある。</p> <p>② アナログテレビ放送時の放送エリアの100%カバー達成に向け、平成23年7月のアナログ放送終了までの間に既存のアナログ放送施設による放送と平行して地上デジタル放送設備の整備を行うことから多額の投資が必要であり、デジタル化が容易に進まないことが予想されるため、投資の前倒しを誘因する効果を含め本非課税等特別措置を必要としてきたところである。</p> <p>③ 本税制は、設備投資の初期段階の負担を軽減し、強力な投資インセンティブとなっていたが、平成19年度の改正において、3年の延長となり、特別償却率を段階的に引き下げ（平成21年度：10%）廃止することとされたものであり、平成22年度の国税における税制改正要望について、見送ったものである。</p> <p>④ なお、本年度において、本税制を活用してきた対象の放送事業者118社のうち54社は赤字となっており、今後の設備投資により、数年は赤字社が増加する見込みであるため、特別償却制度による減税見込額は縮小する見込みである。</p>			